

『生命保険料控除について』

広報紙 5 6 号で取り上げた「所得税控除」の中の一つで、1 年間に支払った生命保険料等の一定額が所得から控除される制度です。H 2 4 年 1 月から新制度が開始され複雑になっているということで、詳しく調べてみました。

旧制度では死亡保障・医療保障・介護保障も全てひっくるめた生命保険全般が一般生命保険料控除に適用されていましたが、新制度では、医療保険、がん保険、介護保険については新設された介護医療保険料控除の適用になります。

**旧制度** …H 2 3 年 1 2 月以前の契約の保険に適用

(※契約は H 2 3 年 1 2 月以前でも定期保険(10 年など)で H 2 4 年 1 月以降に更新した場合は新制度の適用になります。)

- ① 一般生命保険料控除…死亡保障・医療保障・介護保障
- ② 個人年金保険料控除…個人年金保険料税制的確特約を付加した個人年金保険

**新制度** …H 2 4 年 1 月以降の契約の保険に適用

- ① 一般生命保険料控除…生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料 (死亡保障)
- ② 介護医療保険料控除…入院・通院などにもなう給付部分に係る保険料 (医療保険・がん保険・介護保険など)
- ③ 個人年金保険料控除…個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険 (※H24 年 1 月以降に追加で医療保険やがん保険に加入した場合、新制度の介護医療保険料控除を適用できます)

☆ 払込保険料の金額区分や上限、控除額の計算方法も新旧で異なります。

		払込保険料 2.5万円		5万円		10万円～			
旧制度 (所得税控除額)	全額	払込保険料×1/2 +25,000円		払込保険料×1/4 +25,000円		一律50,000円		※限度額 5万円×2=10万円 (①②)	
	全額	払込保険料×1/2 +10,000円		払込保険料×1/4 +20,000円		一律40,000円			※限度額 4万円×3=12万円 (①②③)
		払込保険料 2万円		4万円		8万円～			

~~~~~

|                 |    | 払込保険料 1.5万円          |  | 4万円                   |  | 7万円～      |  |                             |                                                   |
|-----------------|----|----------------------|--|-----------------------|--|-----------|--|-----------------------------|---------------------------------------------------|
| 旧制度<br>(住民税控除額) | 全額 | 払込保険料×1/2<br>+7,500円 |  | 払込保険料×1/4<br>+17,500円 |  | 一律35,000円 |  | ※限度額<br>3.5万円×2=7万円<br>(①②) |                                                   |
|                 | 全額 | 払込保険料×1/2<br>+6,000円 |  | 払込保険料×1/4<br>+14,000円 |  | 一律28,000円 |  |                             | ※1種類の保険についての限度額は2.8万円ですが、3種類(①②③)合計の限度額は7万円となります。 |
|                 |    | 払込保険料 1.2万円          |  | 3.2万円                 |  | 5.6万円～    |  |                             |                                                   |

10 月頃から保険会社より送られてくる「生命保険料控除証明書」(控除対象の場合しか送付されない)はその保険が旧制度・新制度どちらの適用なのか、「一般用」、「介護医療用」、「個人年金用」のどれに該当するのか、そして年間保険料がいくらなのかが明記されています。そちらを確認し、年末調整の際『給与所得者の保険料控除申告書』に正しく記入しましょう。契約者が妻になっている保険でも、夫が支払っている場合には控除の対象になります。契約期間が 5 年未満の貯蓄保険や財形貯蓄は控除の対象にはなりません。

早いもので今年も残り 2 ヶ月となりました。大掃除も 11 月から少しずつやり始めて行くと、年末が楽に過ごせますね。(それがなかなか出来ませんが…)

空気が乾燥して火事が起こりやすい季節です。火の元には十分気をつけましょう！

月間重点目標

全員で考え、常に続けよう 職場改善！

(by 藤井さん)

9 日(水) (岡山)製造会議  
10 日(木) (本社)総務会議  
12 日(土) (本社)品質会議  
          営業・製造会議  
16~18 日 (本社)技術交流  
          中村さん・富士さん



秋季全国火災予防運動 (11月9日~15日)  
「消しましょう その火その時 その場所で」

大和言葉を使ってみませんか？

日本語の乱れが問題視されている現代社会で、太古の昔から日本に存在する大和言葉が見直されています。日常生活のみならず、ビジネスシーンにおいても、大和言葉を少し取り入れることで、知的で優雅な余韻を残し、柔らかい印象を与えます。

例えば感激を表す言葉でも、どのような感激なのか、言葉の響きで表現することができます。  
「胸に迫る」…グッときた感激      「胸を打つ」…たちまちノックアウトされたような感激  
「心に染みる」…じんわり広がった感激      「心に響く」…静かに深く感激が蓄積されていくイメージ

～ビジネスシーンで使える大和言葉～

- |         |            |         |            |
|---------|------------|---------|------------|
| ・妥協する   | → 折り合う     | ・つい先ほど  | → 今しがた     |
| ・だいたい   | → おおむね     | ・ご協力    | → お力添え     |
| ・意外と    | → 思いのほか    | ・恐縮です   | → 恐れ入ります   |
| ・了解しました | → 承りました    | ・失礼ですが  | → 不躰ですが    |
| ・ご配慮    | → お心配り     | ・できません  | → いたしかねます  |
| ・結構です   | → どうぞお構いなく | ・手が空いたら | → お手すきのときに |

※では、クイズです！ 次の言葉を大和言葉に置き換えるとなんというでしょう？

- |      |      |      |      |         |        |
|------|------|------|------|---------|--------|
| ① 収入 | ② 担保 | ③ 誤算 | ④ メモ | ⑤ 弁解    | ⑥ 過大評価 |
| ⑦ 沈黙 | ⑧ 純情 | ⑨ 復習 | ⑩ 支障 | ⑪ 今のところ | ⑫ 真っ盛り |